

## 広報ちとせ・市民カレンダー掲載写真募集要項

### 1 募集概要

市は、毎月 1 日発行の市民カレンダーと毎月 10 日発行の広報ちとせについて、より市民に身近で親しまれる広報紙をめざすため、紙面に掲載する写真の投稿を募集します。

### 2 掲載箇所・テーマなど

#### (1) 広報ちとせ

裏表紙「瞬きの点景」

このコーナーは、一人一人にとって異なる千歳の魅力を写真で表現し、多彩な千歳の魅力を市民で共有または市外に向けて発信することを目的としています。千歳ならではの美しい情景や行事について、人や動物、オブジェなどの主役となるようなもの（点景）を織り交ぜた写真をテーマとしてください。

以外のコーナー

投稿のあったものの中から、特集（企画記事）などのほかのコーナーで、イメージ写真として採用し掲載することがあります。

#### (2) 市民カレンダー

市民カレンダーは、救急当番や健康診査日など、毎月の暮らしに必要な情報を掲載する広報紙です。各家庭で掲示されていることを前提に、四季折々の風景やその月に行われる恒例行事などの写真をテーマとしてください。（前月の行事写真を次の月の写真として使用することはありません。）

### 3 投稿申込者の対象

千歳市在住の方（市内の高等学校、大学に通学している市外在住の方を含む）ただし、18 歳未満の方は、保護者の同意の上で申し込みください。

### 4 写真について

#### (1) 撮影場所など

過去 2 年間に千歳市内で投稿申込者本人が撮影した写真で、未発表の作品であること。また、著作権などの作品に関する権利が申込時点で投稿申込者にあること。

#### (2) 写真データなど

写真はデジタル画像として、ファイル形式は J P E G 形式であること。サイズは 3MB 以上（長辺 3000 ピクセル以上）10MB 未満であること。

画像の合成や加工は不可。ただし、軽度の明暗・彩度調整、トリミングは可とします。写真説明の文字などを写真に加えないこと。

#### (3) 肖像権などについて

写真の画像に人物（個人を特定できるもの）や民間企業の建物などが映っているも

のは、必ず投稿の許可を得ること。人物を撮影するときは、撮影時にあらかじめ許可を得ること。(投稿申込者と写真の被写体およびその関係者間で何らかのトラブルが生じることがあっても、市は一切の責任を負いません。)

#### (4) 著作権などについて

写真の著作権は、投稿申込後も申込者(撮影者)本人に帰属しますが、市が、各種広報活動において、許可なく使用、および無償で使用することに同意いただく必要があります。

なお、広報ちとせなどに掲載となった場合は、市ホームページにも同様の体裁で掲載します。

## 5 欠格事項

投稿申込のあった写真および投稿申込書の記載内容(作品のタイトル・コメントなど)が、次に当てはまる場合は、掲載不可または申込を断ることがあります。また、千歳市暴力団排除条例に基づき、必要に応じて警察および関係機関に個人情報などを照会することがあります。

公序良俗に反し、もしくは反する恐れのあるもの、または本要綱に反するもの  
第3者の著作権、肖像権その他の権利を侵害し、または侵害する恐れのあるもの  
第3者を誹謗中傷し、そのプライバシーを侵害するもの、またはその恐れのあるもの  
法令などに違反するもの、犯罪行為に結びつくもの、またはその恐れのあるもの  
政治的・宗教的な広告・宣伝・勧誘に関するもの、または営利を目的としたもの  
広報紙への掲載に(コーナーの趣旨などに)相応しくないと判断されるもの

## 6 投稿申込方法

### (1) 投稿申込書の提出

「広報ちとせ・市民カレンダー写真投稿申込書(指定用紙)」に必要事項を記入し、「投稿規約」に同意の上、署名(18歳未満の方は保護者と連名で署名)し、投稿申込先まで持参するか、FAXまたはスキャナーなどでデータ化したファイル(PDFなど)を電子メールに添付して送付してください。

### (2) 写真の投稿

写真データは、投稿申込先に電子メールに添付して送付してください。(電子メールでの受け入れは、10MB未満です。)

### (3) 電子メールでの受付について

電子メールでの投稿申込に際しては、件名(タイトル)に「広報紙写真投稿申込」と表記し、(2)の電子メールでの写真の投稿は、メールの本文に必ず投稿申込者の氏名、住所、連絡先電話番号を明記してください。((1)のデータ化した投稿申込書のファイルを合わせて添付する場合は、不要です。)

なお、SDカード、CD、USBメモリーなどの記録媒体での持ち込みは、破損や

情報セキュリティの観点から受付をお断りしています。

## 7 締切日

投稿申込の締切日は、掲載予定月の前月で次の区分によります。

なお、締切日が土日祝日の場合は、直前の平日までとなります。

広報ちとせ 毎月 10 日

市民カレンダー 毎月 1 日

## 8 そのほか

採用の有無については、千歳市に一任していただきます。

投稿申込にかかる費用は、投稿申込者の負担となります。(採用の場合でも、投稿申込者への報酬などはありません。)

投稿申込後、内容確認のため市から連絡する場合があります。

写真は、広報紙以外の刊行物や市ホームページなどの媒体で活用する場合があります。

(その際は投稿申込者に別途連絡します。)

市が、投稿申込により取得した個人情報は本目的以外には使用しません。

ただし、採用となった場合、写真と合わせて投稿申込者の氏名(投稿申込書の「申込者(投稿者)」に関する掲載事項)を含む)を公表します。

## 9 投稿申込先及び問い合わせ先

千歳市 企画部 広報広聴課 広報係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 本庁舎1階 17番

T E L 0123-24-0104

F A X 0123-22-8851

Eメールアドレス kohokocho@city.chitose.lg.jp